

# 久山町浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

平成 30 年 2 月 1 日  
30 久山町告示第 3 号

## (目的)

第 1 条 この要綱は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、久山町が交付する浄化槽設置整備事業補助金(以下「補助金」という。)の補助対象、補助金額その他必要な事項を定めることを目的とする。

## (用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 し尿と雑排水を併せて処理する浄化槽(浄化槽法(昭和 58 年法律第 43 号)第 2 条第 1 号に規定する浄化槽をいう。)であって、生物化学的酸素要求量(以下「BOD」という。)除去率 95 パーセント以上及び放流水の BOD が 1 リットルにつき 5 ミリグラム(日間平均値)以下の機能を有するものをいう。
- (2) 専用住宅 主に自己の居住の用に供する建物又は延べ床面積の 2 分の 1 以上を自己の居住の用に供する建物をいう。

## (補助対象地域)

第 3 条 補助金交付の対象となる地域は、下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第 4 条第 1 項で事業計画に定められた予定処理区域に掲げる地域(以下「下水道事業計画区域」という。)以外の地域とする。ただし、下水道事業計画区域内であっても、町長が指定する地域は補助金交付の対象とする。

## (補助金の交付)

第 4 条 町長は、前条に定める地域内の専用住宅において、浄化槽を設置しようとする者に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。

- (1) 浄化槽法第 5 条第 4 項に規定する期間経過前若しくは通知を受ける前又は建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 6 条第 1 項に基づく確認を受けずに浄化槽を設置する者
- (2) 建物又は土地を借りている者で、賃貸人の浄化槽設置承諾が得られない者
- (3) 販売又は賃貸の目的で、浄化槽を整備する者
- (4) 補助金の交付を過去に受けている者
- (5) 町税等を滞納している者

(補助金額)

第5条 補助金額は、浄化槽の設置に要する費用の40%に相当する額とし、次に掲げる額を限度とする。

人槽区分	限度額
5人槽	881,000円
6～7人槽	1,084,000円
8～10人槽	1,435,000円

(補助金交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 位置図(付近見取図)
- (2) 住宅平面図(浄化槽配置図、配置配管図)
- (3) 浄化槽設置届及び受理書の写し
- (4) 工事請負契約書の写し
- (5) 誓約書(様式第2号)
- (6) 建物又は土地を借りている者は、賃貸人の承諾書
- (7) その他町長が必要と認める書類

(交付の決定及び通知書類)

第7条 町長は、前条の補助金交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査して、補助金の交付の可否を決定するものとする。

- 2 町長は、前項の規定により、補助金を交付すると決定した者に対しては、補助金交付決定通知書(様式第3号)により、交付しないと決定した者に対しては、補助金不交付通知書(様式第4号)によりそれぞれ通知する。

(変更承認申請書等)

第8条 前条第2項の規定により、補助金交付決定を受けた者(以下「補助対象者」という。)は、補助金交付決定通知を受けたのち、補助金申請の内容を変更又は補助事業を中止しようとするときは、変更承認申請書(様式第5号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに町長に報告してその指示を受けなければならない。

(実績報告)

第9条 補助対象者は、補助金に係る事業完了後1か月以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに実績報告書(様式第6号)に次の書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 浄化槽設置状況検査依頼書(浄化槽法第7条)及び領収証の写し
- (2) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し
- (3) 浄化槽設備士が確認したチェックリスト(浄化槽工事検査報告書)の写し
- (4) 施工の写真
- (5) その他町長が必要と認める書類

(交付額の確定)

第10条 町長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、補助金の交付額を確定し、補助金交付確定通知書(様式第7号)により速やかに補助対象者に通知する。

(補助金の請求)

第11条 町長は、前条の規定による補助金の交付額の確定後、補助金交付請求書(様式第8号)による補助対象者の請求に基づき、補助金を交付する。

(補助金交付の取消し)

第12条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当した場合には、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金交付の条件に違反したとき。

(補助金の返還)

第13条 町長は、前条の規定により補助金の交付を取り消したときは、既に交付されている補助金の一部又は全部の返還を命ずることができる。

(工事の確認)

第14条 町長は、補助事業を適正に執行するため、浄化槽の設置工事の状況を施工の現場において確認する。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に必要な事項については、町長が別に定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。